平成２２年（フ）第２２号
福島県田村市船引町北鹿又字友神43番地
債務者　松本　　望
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
福島県郡山市安積町笹川字西長久保１番地の32　コーポ大成103号
債務者　伊藤美恵子（旧姓加藤・山口）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
福島県田村郡小野町大字小野新町字七生根58番地
債務者　木村　佳仁
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
福島県郡山市富久山町久保田字乙高75番地　くまだ荘101号
債務者　柳沼小百合
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
福島県岩瀬郡鏡石町本町219番地　ロイヤルプラザ参番館102号
債務者　山本　和男
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
福島県岩瀬郡鏡石町本町219番地　ロイヤルプラザ参番館102号
債務者　山本　　栄
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
福島県須賀川市桜岡103番地　県営３－３号
債務者　橋本　清美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
福島県郡山市赤木町６番８号　赤木イーストハイツ203号
債務者　小窪　紀史
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
福島県白河市表郷深渡戸字森前24番地１
債務者　和知　定美
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第３７３９号
名古屋市中川区十一番町２丁目19番地
債務者　森藤美代子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７８７号
神戸市中央区相生町４丁目７番21―701号
債務者　長谷川勝好
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５８号
神戸市長田区一番町５丁目１番地の１グランメゾンＭＩＫＵＲＡ202号
債務者　宋　　律子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６９号
神戸市垂水区旭が丘１丁目３番35―307号、従前の住所神戸市垂水区坂上１丁目２番22号
債務者　城本　惠喜
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７７号
神戸市垂水区南多聞台１丁目９番Ｂ―1403号
債務者　森山友紀子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９号
兵庫県三田市横山町12番14―302号
債務者　遠藤ちづ代
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０２号
神戸市東灘区住吉東町３丁目２番33号
債務者　林田　裕子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０４号
神戸市兵庫区笠松通７丁目１番６号　大石文化
債務者　土岐　桂司
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部